

佐倉市男女平等参画推進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正（案）について

1 趣旨

佐倉市男女平等参画推進センターの持続可能な施設の管理運営及び効果的な事業の充実を図るため、休所日を月1日から月2日に変更します。

休所日を増やすことにより、経費削減及び職員の負担軽減を図り、その効果を市民ニーズにあった企画事業や啓発事業に充てるなど、充実した事業の展開に繋がります。

2 改正内容

現在の休所日「毎月第4水曜日」に「毎月第2水曜日」を追加します。

【現 行】毎月第4水曜日、年末年始（12月29日～31日、1月1日～3日）

【改正案】毎月第2水曜日・第4水曜日、年末年始（12月29日～31日、1月1日～3日）

3 施行日

令和7年4月1日

4 担当課

市民部 自治人権推進課 人権・男女平等参画推進班

内線 2216

○佐倉市男女平等参画推進センター（ミウズ）

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に共に参画する男女平等参画社会の形成を促進するための活動拠点として、平成15年4月、京成臼井駅前のレイクピアウスイ3階に設置されました。指定管理者制度を導入しており、現在、株式会社明日葉により運営されています。

[施設概要]

学習室（定員18人）、図書コーナー（市内図書館オンライン）、ミーティングスペース

[事業概要]

- ・各種学習会等の企画・開催、学習室の貸出
- ・男女平等参画に関する図書等の貸出、情報誌の発行
- ・登録団体との情報交換、団体との連携・支援と協働
- ・女性のための相談の実施